

議員提出第9号議案

オウム真理教（アレフ・ひかりの輪・山田らの集団）に対する公安調査庁による観察処分の期間更新を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和2年10月20日

提出者

足立区議会議員	かねだ	正
同	古性	重則
同	長井	まさのり
同	ぬかが	和子
同	鈴木	あきら
同	吉岡	茂
同	たがた	直昭
同	岡安	たかし
同	くぼた	美幸
同	長谷川	たかこ
同	はたの	昭彦
同	工藤	哲也

足立区議会議長 鹿浜 昭 様

（提案理由）

政府に対し、オウム真理教（アレフ・ひかりの輪・山田らの集団）を引き続き公安調査庁による観察処分とすることを求めるため、本案を提出する。

オウム真理教（アレフ・ひかりの輪・山田らの集団）に対する公安調査庁による観察処分の期間更新を求める意見書

オウム真理教は、地下鉄サリン事件をはじめとする数多くの凶悪な犯罪を実行した団体であり、「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（以下、「団体規制法」という。）に基づき、観察処分を受けている。

現在も、後継団体の「アレフ」、「ひかりの輪」、「山田らの集団」が活動を継続しており、社会的な不安は残ったままである。

足立区内においては、アレフの施設が3カ所存在しており、現在も活発に活動を続けている。

地域住民は不安と恐怖を感じており、アレフの解散撤退を求めて、「足立入谷地域オウム真理教（アレフ）対策住民協議会」を設立し、一致団結して反対運動に取り組んでいる。

しかし、地域住民や自治体の力には限界があり、これまでも市区町連絡会等を通じオウム真理教問題の早期解決に向けた抜本的な対策を国に対して要望してきた。

このような状況の中、来年1月には、オウム真理教（アレフ・ひかりの輪・山田らの集団）に対する団体規制法に基づく公安調査庁の観察処分の期間が満了を迎えようとしている。

万が一、この観察処分が更新されなければ、オウム真理教後継団体の活動内容が一切明らかにされず、区民の不安と恐怖はますます高まることが懸念される。

よって、足立区議会は政府に対し、オウム真理教（アレフ・ひかりの輪・山田らの集団）を引き続き観察処分とすることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和 年 月 日

議 長 名

法 務 大 臣

公 安 調 査 庁 長 官 あ て

公 安 審 査 委 員 会 委 員 長